

2023年度（公財）ジャパンマテリアル国際奨学財団 第二回

標記財団からの推薦依頼に基づき、以下のとおり、募集します。応募に際しては必ず、募集要項等で詳細を確認してください。

応募資格	<p>(1) 財団が提示する応募資格を全て満たすこと。</p> <p>・対象：ベトナム国籍を有し、2023.4.1時点で30歳以下である、 学部2年生以上・大学院生</p> <p>(2) 在留資格が「留学」であること（あるいは「留学」へ変更申請中であること）。</p> <p>(3) 2023年度において休学、原級、在籍原級、留籍をしていないこと。</p> <p>(4) 2022年度に懲戒処分を受けていないこと。また、応募時点で懲戒処分期間中ではないこと。</p>
推薦者数	特に上限なし
学内締切 (厳守)	<p style="text-align: center;">2023年6月15日（木） 17：00</p> <p style="text-align: center;">事務室への提出（郵送不可）を上記期限までに行ってください。</p> <p style="text-align: center;">※財団の「募集要項」に記載された応募締切日ではなく、上記の学内締切を厳守してください。</p>
提出書類	<p>募集要項の＜応募時に提出する書類＞に記載された以下の応募書類10点を、印刷し大学の事務室に提出してください。</p> <p>①：奨学金申請書 ②：履歴書 ③：身上書 ④小論文 ※①～④については財団所定の様式あり、手書きで記入</p> <p>⑤：外国人登録証明書 または 在留カードのコピー</p> <p>⑥：在学証明書 ⑦：最新の成績証明書</p> <p>修士課程1年生の場合は学部の成績証明書を提出、修士課程 2 年生および博士課程在籍者の場合は学部、大学院の両方の成績証明書を提出</p> <p>⑧：日本語のコミュニケーション能力に関する書類 ・受験している場合：日本語能力に関する試験の成績書のコピー ・試験の成績書がない場合：日本語能力評価表（本財団所定の様式あり）</p> <p>⑨：推薦状 1 通（指導教員による作成、財団所定様式【1枚目は記入不要】）</p> <p>⑩：個人情報の取扱いについての同意書（財団所定の様式あり、手書きで記入）</p>
提出先	<p style="text-align: center;">国際教育事務室(駿河台/和泉/生田)または 中野教育研究支援事務室</p>
注意事項	<p>(1) 応募に際しては必ず、「募集・推薦要項」で詳細を確認してください。</p> <p>(2) 学内での応募についてはこの学内募集要項の指示にしたがってください。</p> <p>(3) 不明な点がある場合には、国際教育事務室、中野キャンパス低層棟3階事務室へ問い合わせることとし、<u>直接、当該財団に問い合わせないでください。</u></p> <p>(4) 本人以外の応募書類の提出は認めません。</p> <p>(5) 学内応募については、他の奨学金との併願を認めますが、同一の学生を併給が認められない複数の奨学金には推薦しません。</p> <p>(6) 修正液や二重線による修正は一切行わないでください。</p> <p>(7) 大学から応募書類を提出後、財団担当者と面談(1時間程度)が予定されています。</p> <p>(8) 採用が決定した場合、財団指定の銀行口座（三井住友銀行もしくは百五銀行）の口座が必要です。</p>
個人情報の取り扱いについて	<p>明治大学は、「学校法人明治大学個人情報保護方針」ならびに本学「個人情報の保護に関する規程」に基づき、日本学生支援機構奨学金、学内奨学金、その他の学外奨学金の申請者及び保護者等関係者の個人情報（学籍異動・成績情報を含む）を奨学金業務を適切に遂行する目的以外には使用しません。また、個人情報提供先については、法令に遵守した形で行い、これらの目的以外に個人情報を利用しないことを約束します。</p>
お問い合わせ	<p>〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1 明治大学 国際教育事務室 財団奨学金担当 (03-3296-4146) isupport@meiji.ac.jp</p>

公益財団法人

ジャパンマテリアル国際奨学財団

Japan Material

International Scholarship Foundation

Quỹ Học bổng Quốc tế

Japan Material

2023 年度 第 2 回 奨学生 募集要項

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

2023 年度第 2 回 奨学生 募集要項

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団は、21 世紀の日本とベトナムの友好親善関係の一層の増進に貢献し、さらにはベトナムの国造りを支える人材の育成を支援することを目指しております。

今回は 2023 年度第 2 回の奨学生募集を行ないます。日越両国間の相互理解促進と両国の発展のために活躍しようとの意欲溢れる、ベトナム国籍の留学生の応募をお待ちしています。

〈応募対象者〉（以下の条件を全て満たす者）

- ① ベトナム国籍を有し、本財団が対象とする日本国内の大学（次頁参照）に、「外国人留学生」（在留資格が「留学」）として在籍する者
- ② 2023 年 4 月 1 日時点で学部正規課程（2 年次以上）、または大学院正規課程（修士課程、博士課程）に在籍する者
- ③ 2023 年 4 月 1 日現在、年齢が 30 歳以下であること
- ④ 修学のために経済的援助を必要とし、2023 年 8 月以降、他の奨学金を受給していない者（但し、月額 48,000 円以下の奨学金等は受給しても可とする〈例えば「学習奨励費」は応募可〉）
- ⑤ 学業が優秀であり、かつ人物面で信頼できる者
- ⑥ 日本とベトナムの友好親善の関係増進に貢献できる者
- ⑦ 日本語のコミュニケーション能力を有する者（日本語能力に関する試験を受験し、合格していることが望ましい）
- ⑧ 以下の奨学生としての義務を果たせる者
 - ・当財団が開催する式典、交流会等にすべて参加すること
 - ・学期ごとに成績証明書を提出すること
 - ・月次報告書を提出すること

〈採用奨学生数〉

10 名程度

〈募集期間〉

2023 年 6 月 1 日（木）から 2023 年 6 月 30 日（金）まで

（応募書類の受理については 6 月 30 日消印有効とし、それ以後については理由の如何に関わらず受理しない）

〈応募方法〉

本財団は対象大学を通じてのみ、応募を受け付けます（郵送、簡易書留にてお願いいたします）。留学生からの直接応募は受け付けません

〈2023年度募集時の対象大学、以下の17大学〉

大阪大学、京都大学、慶應義塾大学、神戸大学、筑波大学、東京工業大学、東京大学、豊橋技術科学大学、名古屋工業大学、名古屋大学、一橋大学、法政大学、三重大学、明治大学、横浜国立大学、立命館大学、早稲田大学

〈奨学金の額、奨学金の支給方法など〉

- ・奨学金の額は、総額80万円（月額10万円）とする（奨学金は給付型であり、返済の義務はなし。また、大学卒業・大学院修了後の進路については特に条件を課さず、本人の自由とする）
- ・奨学金の支給期間は、2023年8月から2024年3月までの8か月間
ただし、期間途中で大学卒業・大学院修了の予定があった場合、卒業月・修了月までとする
- ・支給の時期は、原則として毎月25日に奨学生本人の銀行口座（次頁参照）に翌月分を送金する

〈応募時に提出する書類〉

- 1 奨学金申請書（本財団所定の様式あり、手書きで記入。3か月以内に撮影したカラー写真 縦5cm横4cmを添付）
- 2 履歴書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）
- 3 身上書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）
- 4 小論文（本財団所定の様式あり、日本語とベトナム語または英語にて手書きで記入）
- 5 外国人登録証明書のコピー、または在留カードのコピー（氏名、住所、在留資格の確認のため）
- 6 在籍する大学の在学証明書
- 7 在籍する大学の最新の成績証明書（修士課程1年生の場合は学部の成績証明書を提出、修士課程2年生および博士課程在籍者の場合は学部、大学院の両方の成績証明書を提出）
- 8 日本語のコミュニケーション能力に関する書類
 - ・受験している場合：日本語能力に関する試験の成績書のコピー
 - ・試験の成績書がない場合：日本語能力評価表（本財団所定の様式あり）
- 9 推薦状1通（指導教員等による推薦状、A4版1頁）
- 10 個人情報の取扱いについての同意書（本財団所定の様式あり、手書きで記入）

〈選考方法と採用決定について〉

- ・対象大学より推薦された者について、本財団内に設置する「奨学生選考委員会」において審査し、その結果を理事会に報告し、理事会が採否の決定を行なう
- ・応募者全員について、7月下旬までに大学宛てに採用の可否を通知する

〈その他〉

- ・応募書類の受け付け後、記入内容確認のため、本財団の担当者と応募者との面談の機会を設けます（1時間程度）
- ・面談の日時・場所は大学の担当窓口を通じて日程調整をして設定します
- ・採用決定者には、奨学金送金のため本財団が指定する銀行（三井住友銀行、または百五銀行）に口座を開設していただきます
- ・応募書類は返却しません。本財団にて適切に保管、或いは処分します
- ・採用可否の通知時期は前後する場合があります

〈奨学金の打ち切りについて〉

以下の12項目のいずれか一つに該当する場合には、奨学金を一時停止、または打ち切り、故意や重大な過失が認められたときは給付した奨学金の一部若しくは全部の返還を求めることがあります

- ① 応募書類に重大な虚偽記載が判明した場合
- ② 在留資格「留学」を失った場合
- ③ 在籍する大学の学籍を失った場合
- ④ 在籍する大学で処分を受けた場合
- ⑤ 取得単位数が甚だしく少ない、或いは学業成績が甚だしく不良の場合
- ⑥ 在籍大学を休学、または外国留学（交換留学、短期語学留学など）した場合
- ⑦ 連続して30日以上、日本を不在にした場合
- ⑧ 連続して30日以上、大学を欠席した場合
- ⑨ 奨学金を必要としない事由が発生した場合
- ⑩ 本財団の名誉を傷つけた場合
- ⑪ 本財団と連絡が取れなくなった場合
- ⑫ その他、本財団が奨学金を一時停止、または打ち切るに足る理由があると判断した場合

〈問い合わせ・応募書類送付先〉

公益財団法人 ジャパンマテリアル国際奨学財団

Office : 〒510-1311 三重県三重郡菰野町永井 3098 番 22

Tel : 059-325-7803 Fax : 059-325-7804

Email : jimukyoku@j-foundation.or.jp

申請書類の記入上の注意

全般的事項について

- (1) 原則として日本語（楷書）で、丁寧に記入すること。
- (2) アルファベット使用の場合は活字体で記入すること。
- (3) 数字は算用数字を用いること。
- (4) 該当する欄はすべて記入すること。
- (5) 記入は万年筆またはボールペンで書くこと。（消せるボールペンでの記入は不可）

「奨学金申請書」について

- (1) 年齢については、2023年4月1日現在によって記入すること。
- (2) 日本での現住所については、建物名まで記入すること。
- (3) メールアドレスは、読み間違いのないように丁寧に記入すること。
- (4) 在籍大学名等欄は、大学名を記入し、学部の場合は学部名・学科名、大学院の場合は研究科名・専攻名を記入し、該当する課程に○印をつけ、研究内容を記入すること。
なお、年次は2023年4月1日現在によって記入すること。

「履歴書」について

- (1) 学歴については、卒業した学校名をすべて時系列に記入すること。
なお、大学院については所属する課程も記入すること。
- (2) 賞罰・資格・職歴がない場合は「なし」と記入のこと。
- (3) 職歴については、本国および日本における職歴を記入のこと。
ただし、アルバイトは含めないこと。

「身上書」について

- (1) 「1. 家族状況」には、父母のほか配偶者・子供・兄弟姉妹についても記入すること。
なお、父母が死亡の場合は、年齢欄に「死亡」と記入すること。
- (2) 職業は、会社名、役職、仕事内容等を記入すること。また、学生の場合は学校名を記入すること。
なお、父母が死亡の場合は、生前の職業を記入すること。
- (3) 配偶者が留学生で日本政府奨学金、その他の奨学金を受けているときは、「4. 経済状況」の「(4) 同居家族の収入」欄に奨学金の金額（月額）および奨学金の名称を記入すること。

- (4) 「4. 経済状況」の支出内訳の食費欄については、自炊・外食の主な方を○で囲むこと。
- (5) 「4. 経済状況」の支出内訳の「水道・光熱費」「学習費」「電話料、その他」については、費用の内訳も記入すること。
- なお、大学入学金や授業料等は学習費に含めず、「授業料年額」「授業料以外」欄に免除される前の金額（満額）を記入すること。
- (6) 日本での身元保証人は、成人の一般人に限る。万一、保証人たる知人がいない場合は、大学事務局にお願いし記入すること。
- (7) 「日本留学の目的」および「将来希望する進路（又は、卒業後の予定）」は、身上書の別紙記入用紙に記入すること（各 200 字以内）。